

# (大型特殊自動車編)

## 作業機付き農耕トラクタの



### 後写鏡(バックミラー)

保安基準条項	項目	保 安 基 準 等 の 基 準 値
44条	備え付け	自動車には、後写鏡を備えること。
	性能・取付位置等	構 造 走行中の振動により著しくその機能を損なわないよう取り付けられたものであること。 容易に方向の調整をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。 鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがないこと。
	性能・取付位置等	性 能 運転者席において、自動車の左右の外側線上後方50m迄の間にある車両の交通状況及び左外側線付近(運転者席において確認できる部分を除く。)の交通状況を確認できること。
	取付位置	自動車の最外側から250mm以上突出しないこと。

### 番号灯(ライセンスランプ)

保安基準条項	項目	保 安 基 準 等 の 基 準 値
36条	備え付け	自動車の後面には、番号灯を備えること。
	性能・取付位置等	性 能 夜間後方20mから、自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標の番号等を確認できること。(番号灯試験機を用いて計測した番号標板面の照度が8ルクス以上又は装置型式指定品(Eマーク適合品)若しくはこれに準ずる性能を有すれば、基準に適合する。) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損している若しくは一部が点灯しないものでないこと。
	灯光の色	白色であること。
	構 造	運転者席において消灯できない構造、または前照灯、前部霧灯もしくは車幅灯のいずれかが点灯している場合に消灯できない構造であること。(ただし、前照灯または前部霧灯をパッシング用に点灯させる場合は除く) 点滅しないものであること。 番号灯の直射光又は反射光は、当該番号灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
	取付要件	灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等性能を損なわないように取り付けられていること。

# 公道走行 ガイドブック

直接装着するタイプの作業機を付けた  
農耕トラクタが公道走行できるようになりました

国土交通省が農耕トラクタに関わる道路運送車両法の運用を見直し、  
保安基準に緩和措置が盛り込まれることとなりました



保安基準緩和の認定条件に基づく制限事項に対応することで、  
農耕トラクタに作業機を装着しても道路が走行できるようになりました



本ガイドブックは、どうすればこの認定条件に基づく制限事項に  
対応できるのかを農機販売店の皆様に周知するためのものです

### お問い合わせ

一般社団法人 日本農業機械工業会

TEL 03-3433-0415

日農工ホームページ:<http://www.jfmma.or.jp>

日農工

### 目 次

- ① 道路走行できる大型特殊自動車とは? ..... 1
- ② どのような作業機でも、装着して道路走行してもかまわない? ..... 1
- ③ どのような対応をすれば、道路走行してもかまわない? ..... 1
- ④ まとめ ..... 11

一般社団法人 日本農業機械工業会

[令和3年11月(Ver. 1.0)]

# 1

## 道路走行できる大型特殊自動車とは？



本ガイドブックの対象となる大型特殊自動車とは、道路運送車両法で定義される大型特殊自動車を指し、農耕トラクタの場合最高速度が35km/h以上の自動車になります。公道走行するためには、必要な技術基準(保安基準)を満たす必要があるとともに、ナンバープレートの取り付け、定期的な車検も必要となります。

なお、農耕トラクタ等であっても、最高速度が35km/h未満である場合には、小型特殊自動車に該当します。小型特殊自動車も公道走行するためには、保安基準に適合させる必要があるという点は大型特殊自動車と同じですが、取り付けないといけないプレートは白色のナンバープレートではなく、緑色の納税標識になる等いくつか公道走行するための基準や手続きが異なります。

一般的な見分け方としては、上述のとおり標識(ナンバープレート等)を確認するのが最も簡易的な方法です。農耕トラクタ等で大型特殊自動車であれば白地に緑文字、小型特殊自動車であれば緑地に濃紺色文字になります。なお、「保安基準を満たす必要がある」というのは、作業機を装着した状態で走行する場合には、その状態で保安基準を満たす必要があるということを意味しますので、その方法等公道走行するための必要な対応をこのガイドブックで説明します。



左記の確認が終わった後、作業機装着検討書を作成します。保安基準に適合しない項目に関しては「緩和」という制度を用いて公道走行の許可を得ます。緩和を受ける内容や制限については、車検証に記載する必要がありますので、運輸支局等にて手続きが必要です。

### 許可／検査登録について

大型特殊自動車は自動車登録および車検が必要です。また車検証の記載内容に変更が生じる場合には、記載事項の変更の手続きを行なう必要があります。

これまで直装タイプの農作業機を装着した場合は、農作業機を装着した状態で農耕トラクタを管轄の運輸支局等へ持ち込み、構造等変更検査を受ける必要がありました。令和2年7月より運用が見直され、特別な器具又は工具を使うことなく、手又は農耕トラクタの操作により農作業機等を容易に着脱できる構造のものにあっては、農作業機等の着脱により、長さ、幅、高さ、車両重量、車両総重量及び空車状態における軸重が変わる場合であっても、「自動車検査証の記載事項について変更があったとき」に該当しないこととなり、(令和2年6月29日付け国自整第79号通達)運輸支局等へトラクタの持ち込みが不要となりました。

ただし農作業機を装着した状態で保安基準緩和が必要な場合は車検証への記載(記載変更:書面のみの手続き)が必要となります。手続きには「作業機毎に緩和項目がわかる作業機装着検討書」が必要となりますので、販売店等へ事前に相談の上、手続きをお願いします。

作業機装着検討書以外の記載変更に必要な書類(申請書等)については、車検証を手元に準備した上で手続きを行う運輸支局等へ確認をお願いします。

# 2

## どのような作業機でも、装着して道路走行してもかまわない？

本ブックは、農耕トラクタに直接装着し、持ち上げて走行するタイプの作業機(以下、直装タイプの作業機)が対象になります。また、各種農耕作業を行うものや農業機械等の運搬を行う被けん引タイプの作業機も道路運送車両法上、大型特殊

自動車又は小型特殊自動車に分類される「農耕作業用トレーラ」として新たに位置付けられ、道路走行が可能になりました。(詳細は「農耕作業用トレーラをけん引する農耕トラクタの公道走行ガイドブック」を参照)



# 3

## どのような対応をすれば、道路走行してもかまわない？

公道走行するためには、道路運送車両法で定められる保安基準に適合させる必要があります。

基本的に公道走行可能な車両は、「作業機なし」の状態で保安基準に適合することができますが、「作業機あり」の状態では保安基準に適合するか確認できません。

そのため、作業機ありの状態で公道走行するためには、その状態で保安基準に適合するかどうかを改めて確認する必要があります。なお、作業機装着状態で改めて確認する項目は、以下の6点となります。

1: リアオーバーハング

2: ナンバープレートの位置

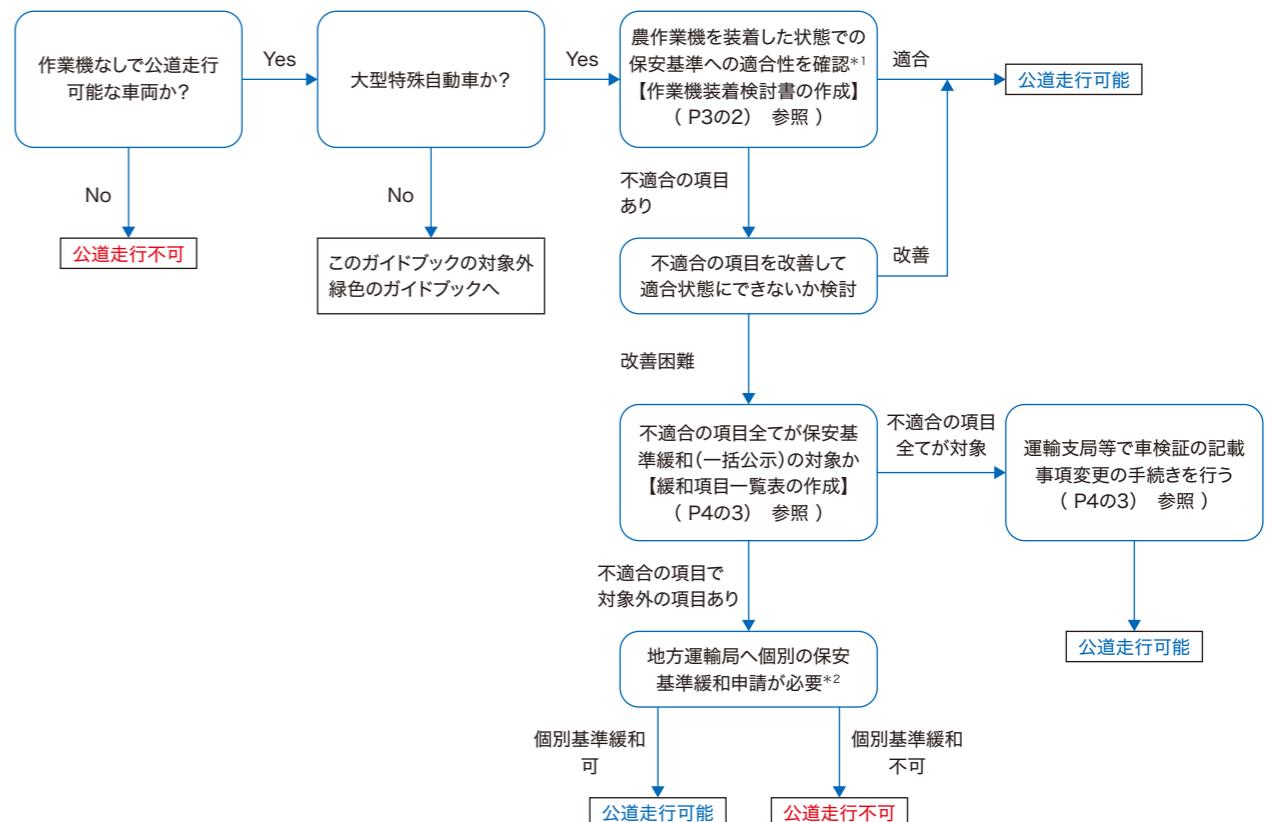
3: 灯火器、反射器及び後写鏡の取り付け(視認性)

4: 安定性

5: 前輪分担荷重、軸重、タイヤ許容荷重

6: 幅(全長等も含めて)

### 1) 大型特殊自動車の手続き(フロー)



\*1: 基準緩和(一括公示されているものも含む)は適用しない状態で適合性を確認する。

(=一括公示を活用する基準がある場合はこの段階では「不適合の項目あり」の判定になる。)

\*2: 地方運輸局の指示に従い、手続きを進める。運輸支局等での車検証の記載事項変更等も必要になる。

## 2) 作業機装着検討書について

農耕トラクタに作業機を装着すると、全長や総重量等の寸法が変わります。農耕トラクタに作業機を装着した状態での保安基準適合を確認するため、作業機装着検討書を作成する必要があります。これは装着する作業機ごとに作成する必要があり、保安基準を満たさない項目については緩和が必要となります。

作成に当たり不明な部分は、トラクタ・作業機メーカー等にご相談ください。

▶参照先:日農工HP/作業機付きトラクタの公道走行について／作業機装着検討書について  
: <http://www.jfmma.or.jp/kodosoko/gl/kentousyo.pdf>

トラクタ及び直装作業機の作業機装着検討書					
その1	作成者				年 月 日
	トラクタ	作業機			
車名・型式		類別			
車台番号		作業機の種類			
自動車登録番号		作業機寸法(m)	全長	全幅	全高
原動機型式名		作業機重量(kg)			
原動機番号		ウエイト			
項目	単位	トラクタ	トラクタ+作業機	基 準	判 定
全 長	m			≤12m	12m以下
全 高	m			≤3.8m	3.8m以下
全 幅	m			≤2.5m	2.5mを超える場合は公示一括緩和利用
トータル	m				

検討書はトラクタに装着される作業機1台ごとに1部ずつ作成が必要です。

作業機 AAA

作業機 BBB

作業機 CCC

作業機 AAA用

作業機 BBB用

作業機 CCC用

## 3) 基準緩和の項目について

トラクタ単体及び作業機付トラクタが保安基準を満たさない場合、緩和を受ける必要があります。下表に該当する項目に対しては既に基準が一括緩和されているので、個別に緩和申請は不要ですが、車検証記載事項の変更手続きをする必要があります。

下表にある項目以外に保安基準を満たさない場合は、個別に緩和申請が必要です。

※緩和する項目によっては保安部品の追加や、運転速度に制限がかかります。

作業機を装着した際にどの基準緩和を受けるのか、各作業機ごとに下表のように一覧にする必要があります。  
「基準緩和を受ける」の欄に該当するものに○を付け、こちらを最寄りの運輸支局等に持参し、車検証の記載事項の変更を実施します。

車検証の記載事項の変更には、車検証や申請書(運輸支局等で入手可能)等が必要になりますので、あらかじめ最寄りの運輸支局等にご相談ください。

▶参照先:日農工HP/作業機付きトラクタの公道走行について／緩和項目一覧表について  
: <http://www.jfmma.or.jp/kodosoko/gl/kanwakomoku.pdf>

▶国土交通省HP/全国運輸支局等のご案内  
: [https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr1\\_000034.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000034.html)

### 緩和項目一覧表

条件	基準緩和を受ける	公示一括緩和の種類			制限事項	制限事項コード
		基準緩和の種類	項目(種別)	緩和事項コード		
トラクタ単体で幅が2.5mを超える	該当なら初期登録	農耕トラクタ(単体)一括緩和(095)	幅	002	農耕トラクタの後面及び運転者席には、幅を表示すること。	181
連結する農耕作業用トレーラ幅が2.5mを超える					道路法上の道路の運行にあたっては、道路管理者から特殊車両通行許可証を取得すること。	184
保安基準に指定される操作装置がハンドル中心から500mmを超える	該当なら初期登録		操作装置の配置		運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。	185
トラクタの灯火が最外から400mmを超える				農耕トラクタの運転者席には、農耕作業用トレーラの幅を表示すること。	182	
車両総重量がトラクタ側7tまたは被けん引側10tを超える			ABS	068	保安上の制限事項なし	000
農耕作業用トレーラに制動装置がないまたは制動連結装置がない					農耕トラクタの後面及び運転者席には、けん引時の制限速度を表示すること。	188
運行速度は、1.5キロメートル毎時以下とする。			連続時の制動装置	077	運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。	185
農耕トラクタの後面及び運転者席には、けん引時の制限速度を表示すること。					運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。	188
運行速度は、1.5キロメートル毎時以下とする。			作業機の幅が2.5mを超える	002	農耕トラクタ又は農作業機の後面及び運転者席には、農作業機装着状態の幅を表示すること。	175
農作業機最外側付近の前面及び後面の両側には、外側表示板を備えること。					農作業機最外側付近の前面及び後面の両側には、外側表示板を備えること。	177
道路法上の道路の運行にあたっては、道路管理者から特殊車両通行許可証を取得すること。		農耕トラクタ(作業機付)一括緩和(094)	幅	002	道路法上の道路にあたっては、道路管理者から特殊車両通行許可証を取得すること。	184
運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。					運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。	185
農作業機最外側付近の前面には、白色灯火器(光度3.0カンデラ以下)を備えること。			最大安定傾斜角度	007	農作業機最外側付近の前面には、白色灯火器(光度3.0カンデラ以下)及び赤色反射器を備えること。	176
農作業機最外側付近の後面の両側には、赤色灯火器(光度3.0カンデラ以下)及び赤色反射器を備えること。					運行速度は、1.5キロメートル毎時以下とする。	052
運行速度は、1.5キロメートル毎時以下とする。			リアオーバーハンギング	017	運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。	185
運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。					農耕トラクタ又は農作業機の後面及び運転者席には、制限速度を表示すること。	186
自動車の後面及び運転席にはリアオーバーハンギングを表示すること。			車幅灯	030	自動車の後面及び運転席にはリアオーバーハンギングを表示すること。	009
運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。					運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。	185
(登録管轄地が北海道、九州、沖縄以外)【保安基準第5条(安定性の緩和を要する自動車を除く)】農耕トラクタ又は農作業機の後面及び運転者席には、制限速度を表示すること。(登録管轄地が北海道、九州、沖縄以外)			尾灯	034	運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。	185
農耕トラクタ又は農作業機の後面及び運転者席には、制限速度を表示すること。(登録管轄地が北海道、九州、沖縄以外)					前側の灯火で緩和を受ける場合	189
運行速度は、3.5キロメートル毎時未満とする。		駐車灯	035	農作業機最外側付近の前面には、白色反射器を備えると。		
(登録管轄地が北海道、九州、沖縄以外)【保安基準第5条(安定性の緩和を要する自動車を除く)】農耕トラクタ又は農作業機の後面及び運転者席には、制限速度を表示すること。(登録管轄地が北海道、九州、沖縄以外)					後部反射器	036
運行速度は、3.5キロメートル毎時未満とする。		制動灯	037	運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。		
(登録管轄地が北海道、九州、沖縄以外)【保安基準第5条(安定性の緩和を要する自動車を除く)】農耕トラクタ又は農作業機の後面及び運転者席には、制限速度を表示すること。(登録管轄地が北海道、九州、沖縄以外)					後側の灯火で緩和を受ける場合	185
運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。		側面方向指示器	039	農作業機最外側付近の後面の両側には、赤色反射器を備えると。		
運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。					非常点滅表示灯	041
運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。		後退灯	038	運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。		
運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。					保安上の制限事項なし	000
運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。		外側表示板が装備されている	042	保安上の制限事項なし		
運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。					保安上の制限事項なし	000

基準緩和をひとつでも受けた項目があれば車検証の記載変更が必要  
幅が2.5mを超える場合は特殊車両通行許可の申請が必要

次の(1)～(7)の諸条件及び保安上の制限を満たした場合は、道路運送車両法上は道路を走行できます。運行にあたっては道路交通法、道路法及び道路管理条例等を厳守してください。

### (1)リアオーバーハングについて

リアオーバーハングが軸間距離の1/2(積載物が車体後方へ突出しないものは2/3)を超える場合、車検証の記載事項変更の手続きを行い、かつ以下の要件を満たすことで道路走行ができます。

- ・リアオーバーハングの値を作業機後面及び運転席に表示すること。
- ・道路を走行する際、制限を受けた自動車の標識(▽)を作業機後面に、運行速度35km/h未満で走行することを作業機後面及び運転席に表示すること。(登録している管轄が北海道・九州・沖縄以外の場合)

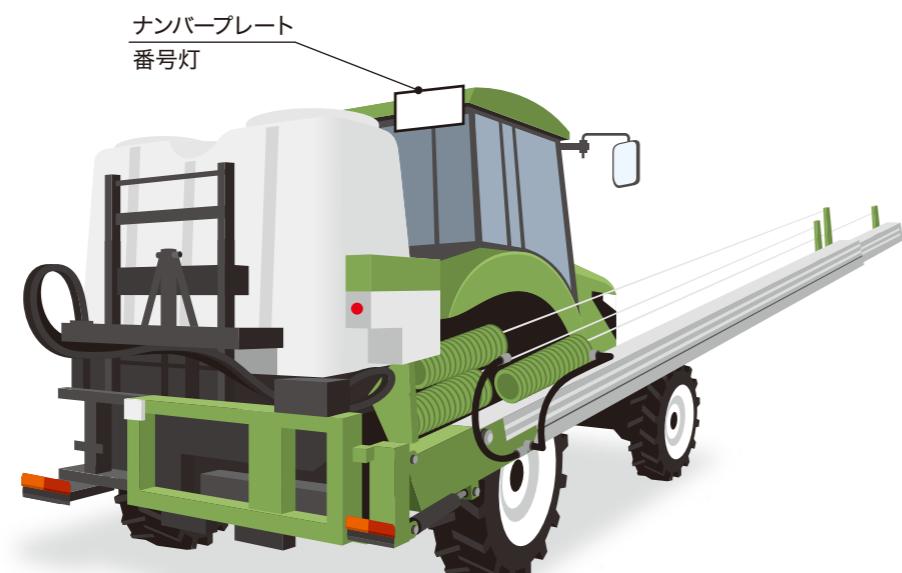
※登録地が四国の場合は個別緩和が必要です。



### (2)ナンバープレートについて

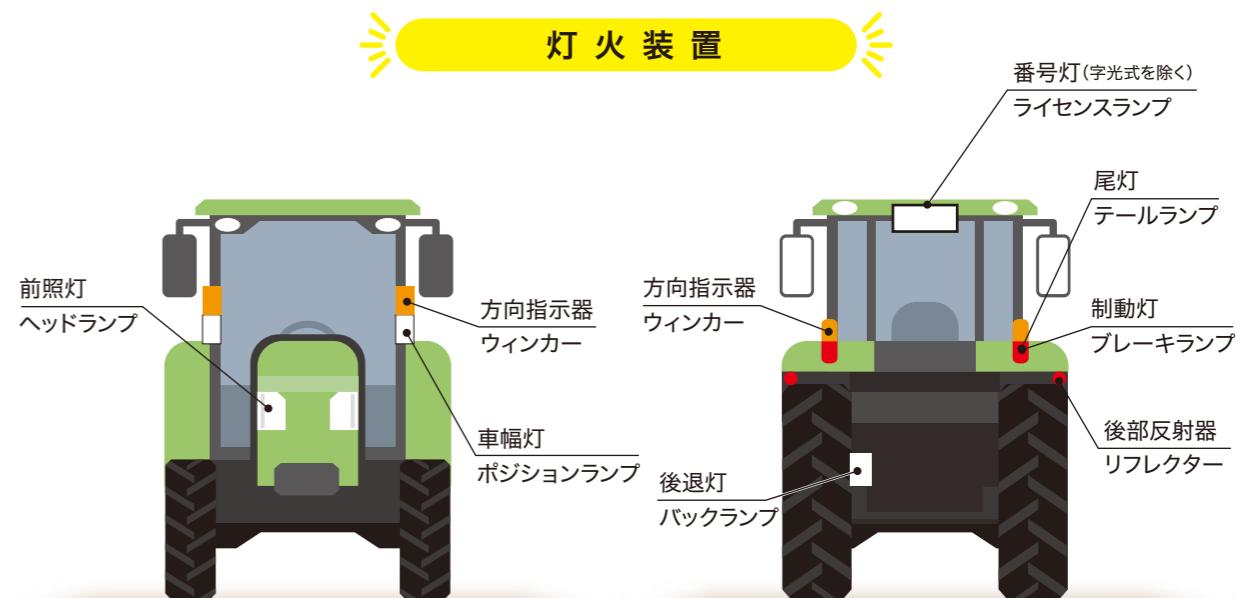
ナンバープレートと番号灯が後方から見えない場合、見える位置に移設する必要があります。

封印を外してナンバープレートの位置を変更する場合は、最寄りの運輸支局等にご相談ください。  
字光式ナンバープレートの場合、配線も移設する必要があります。



### (3)灯火装置及び反射器の取り付け位置について

- ① トラクタや作業機に元々備わっている灯火装置が、他の交通からの被視認性を確保できていれば、灯火装置を移設又は増設しなくても道路を走行できます(前方に作業機を装着する場合も同じ)。



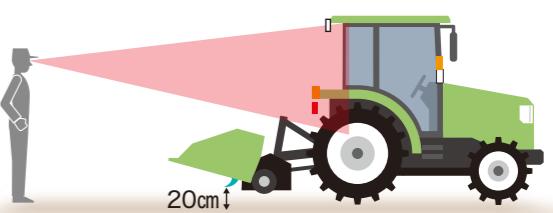
灯火装置、反射器の位置はトラクタのメーカー、シリーズ、型式により異なります。

### 灯火装置の視認性確認

<前方装着の作業機の場合>



<後方装着の作業機の場合>



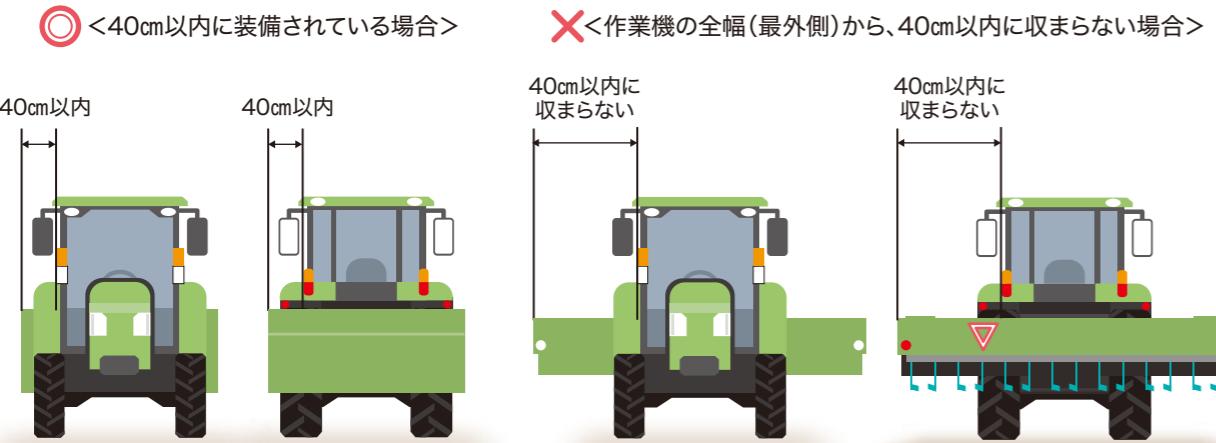
道路走行に支障がない位置まで作業機を上昇させて視認性を確認  
例えば、ロータリの場合、耕うん爪を地面から20cm持ち上げた状態で確認

### ■各種灯火器の視認性確認位置

前照灯 (ヘッドライト)	夜間に前方50m先の障害物を確認できること	制動灯 (ブレーキランプ)	昼間に後方100mから確認できること
車幅灯 (ポジションランプ)	夜間に前方300mから確認できること	後退灯 (バックランプ)	昼間に後方100mから確認できること
尾灯 (テールランプ)	夜間に後方300mから確認できること	方向指示器 (ウィンカー)	昼間に方向の指示を示す方向100mから確認できること
後部反射器 (リフレクター)	夜間に後方150mから確認できること	番号灯 (ライセンスランプ)	夜間に後方20mから自動車登録番号標の数字等の表示を確認できること

② ①の場合でも、トラクタや作業機に元々備わっている灯火装置の最外縁が、それぞれ最外側から40cm以内とならない場合は、以下の制限事項に対応する必要があります。

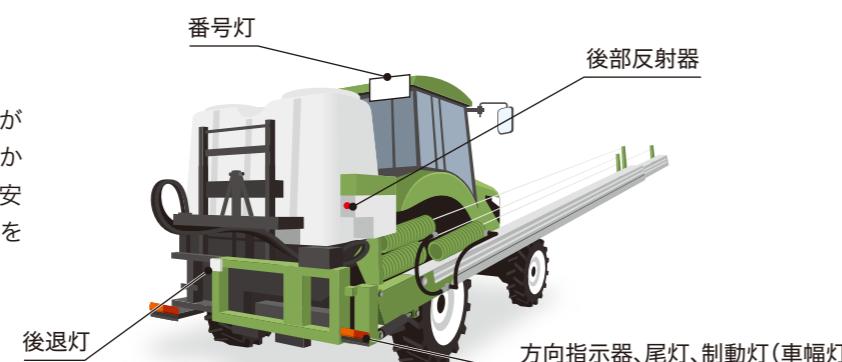
- ・作業機の前面の両側の可能な限り最外側に、白色反射器を備えること
- ・作業機の後面の両側の可能な限り最外側に、赤色反射器を備えること
- ・制限を受けた自動車の標識(▽)を作業機後面に装着すること



■道路運送車両法の保安基準により、各種灯火器類の取り付け位置は以下のように定められています。

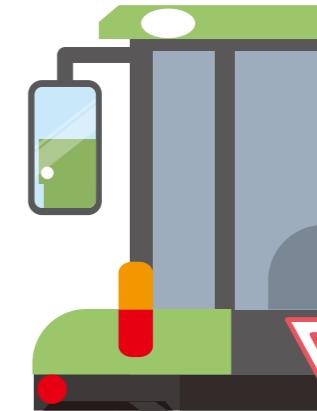
前照灯(ヘッドライト)	最外側から可能な限り40cm以内、高さは可能な限り50cm以上120cm以下
車幅灯(ポジションランプ)	最外側から40cm以内、高さは地上25cm以上210cm以下
尾灯(テールランプ)	最外側から40cm以内、高さは地上35cm以上210cm以下
後部反射器(リフレクター)	最外側から40cm以内、高さは地上25cm以上150cm以下
制動灯(ブレーキランプ)	最外側から40cm以内、高さは地上35cm以上210cm以下
後退灯(バックランプ)	高さは地上25cm以上、可能な限り120cm以下
方向指示器(ウィンカー)	最外側から40cm以内、高さは地上35cm以上230cm以下
番号灯(ライセンスランプ)	ナンバープレートを照らすことができる位置(字光式を除く)

③ 作業機の装着により、灯火装置等が視認不能となる場合は、他の交通からの被視認性を確保するため、保安基準に準じた位置に灯火装置等を新たに装着する必要があります。



※回転灯が備えつけられている場合、結線を外したり覆いを被せるだけでなく、道路走行時は必ず取り外してください。

④ 後写鏡で作業機の左右一番外側が見えない場合には  
後写鏡の取り付け位置を変更して、見える位置にする  
必要があります。



#### (4) 安定性について

作業機を装着した際に、最大安定傾斜角度が30度以上又は35度以上(車両総重量が車両重量の1.2倍を超え、かつ積載により重心高さが上がるもの)であれば、道路標識等に従い、運行速度制限を受けることなく通常の速度(ただし、(1)により速度制限を受けるものは除く。)で道路走行できます。作業機を装着した際に、最大安定傾斜角度が30度又は35度(車両総重量が車両重量の1.2倍を超え、かつ積載により重心高さが上がるもの)に満たない場合は、以下の制限事項に対応する必要があります。

- ・運行速度15km/h以下で道路走行すること
- ・道路を走行する際、制限を受けた自動車の標識(▽)を作業機後面に、運行速度15km/h以下で走行することを作業機後面及び運転席に表示すること(ただし、最高速度が15km/h以下のトラクタは除く)

その他留意事項

- ・作業機を装着して最低地上高を20cmにした状態での最大安定傾斜角度を順次調査し、運行速度が15km/hに制限されないことが確認されたトラクタと作業機の組合せを、日農工のホームページにリストアップしていきます。



※車両総重量が車両重量の1.2倍を超え、かつ積載により重心高さが上がるものは最大安定傾斜角度35度以上



【日農工ホームページアドレス:<http://www.jfmma.or.jp>】

## (5)操舵輪の分担荷重等について

作業機を装着した状態で、かじ取り車輪にかかる荷重が車両総重量の20%未満では道路走行できません。フロントウエイト等を追加装着し、20%以上になるようにして道路を走行してください。  
また作業機装着時にタイヤの許容荷重を超えないことを確認してください。  
詳しくはトラクタ・作業機メーカー等にお問合せください。



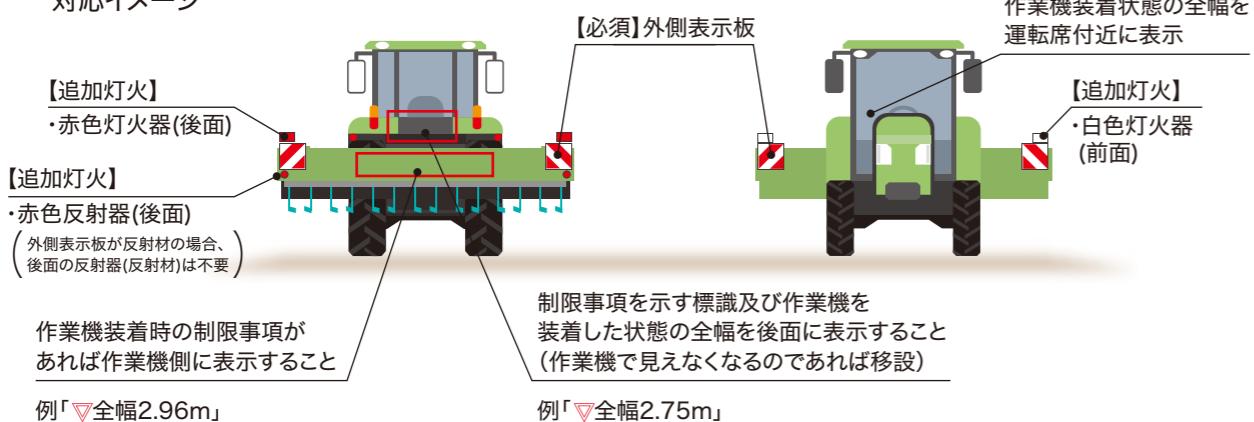
## (6)全幅が2.5mを超過する場合について

トラクタ本体や作業機の全幅が2.5mを超過する場合は、道路管理者(国が管理する国道:地方整備局等、都府県が管理する国道・都道府県道:各都道府県、市町村道:各市町村)から、特殊車両通行許可(P10参照)を得る必要があります。(農道は許可を得る必要がありません)

- ① 作業機の全幅が2.5mを超えていて灯火装置がそれぞれ最外側から40cm以内の場合は、以下の制限事項に対応する必要があります。(作業機の全幅がトラクタの全幅より小さい場合を除く)
  - ・作業機の前面及び後面の両側の可能な限り最外側に、外側表示板を備えること
  - ・道路を走行する際、制限を受けた自動車の標識(▽)を作業機後方に、作業機を装着した状態の全幅を作業機後面及び運転席に表示すること
- ② 作業機の全幅が2.5mを超えていて、灯火装置等がそれぞれ最外側から40cm以内とならない場合は、以下の制限事項に対応する必要があります。(作業機の全幅がトラクタの全幅より小さい場合を除く)
  - ・作業機の前面及び後面の両側の可能な限り最外側に、外側表示板を備えること
  - ・道路を走行する際、制限を受けた自動車の標識(▽)を作業機後方に、作業機を装着した状態の全幅を作業機後面及び運転席に表示すること
  - ・作業機の前面の両側の可能な限り最外側に、白色灯火器(光度300カンデラ以下)を備えること
  - ・作業機の後面の両側の可能な限り最外側に、赤色灯火器(光度300カンデラ以下)及び赤色反射器を備えること

③ トラクタが単体で緩和を受けている場合、作業機を装着した場合でも、トラクタに備えられた後面の制限を受けた標識(▽)とトラクタの全幅表示が見えることを確認してください。見えない場合にはトラクタの制限標識と全幅の表示位置を変更してください。

### ■作業機の全幅が2.5mを超えていて、灯火装置等がそれぞれ最外側から40cm以内とならない場合の対応イメージ



## (7)特殊車両通行許可について

道路法の道路は、一定の寸法や重量の車両が通行することを想定して作られており、それを超過する大型車両は、道路構造の保全と交通の危険防止の観点から、道路法で定められた「特殊車両通行許可」を道路管理者から得る必要があります。

原則、下記の寸法や重量の一般的制限値(最高限度)を1つでも超える場合は、特殊車両に該当するので特殊車両通行許可が必要になります。

一般的制限値(最高限度)の原則	
寸 法	幅 2.5m
	長さ 12.0m
	高さ 3.8m
	最小回転半径 12.0m
重 量	総重量 20.0t
	軸重 10.0t
	隣接軸重 18.0t:隣り合う車軸の軸距が1.8m未満 19.0t:隣り合う車軸の軸距が1.3m以上かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5t以下 20.0t:隣り合う車軸の軸距が1.8m以上
	輪荷重 5.0t

※リアオーバーハンプは特殊車両通行許可の対象外なので申請不要

申請にあたっては、以下の書類が必要となります。その他必要な書類は申請する道路管理者へ確認してください。

- ・特殊車両通行許可申請書
- ・車両諸元に関する説明書
- ・車検証

・通行経路図・通行経路表 等  
※複数の車両をまとめて申請する場合は車両内訳書が必要

また申請先は、走行経路によって異なります。

- ①出発地から目的地まで一つの道路管理者の道路のみを通行するとき:その管理者の窓口  
※国道であっても国が管理する区間と都府県が管理する区間があります。
- ②走行経路が二つ以上の道路管理者の管理する道路に係るものであって、国が管理する国道を含むとき:国
- ③国が管理する国道を含まず、都道府県または政令市が管理する道路が含まれるとき:いずれかの管理者※  
※政令市以外の市町村に対しては複数の道路管理者にまたがる申請はできません。

まずは自分の走行する道路がどの道路管理者が管理するものであるのか確認する必要があります。最寄りの市町村役場の道路担当窓口に確認してください。

▶詳細は以下のサイト等を確認ください。

<https://www.mlit.go.jp/road/tokusya/>  
<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>  
[http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/download/tukokyokasinseisyo\\_20111220.pdf](http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/download/tukokyokasinseisyo_20111220.pdf)  
<https://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index0000012.html>

## (1)運転免許

大型特殊自動車であるトラクタで道路を運転するためには、大型特殊自動車(農耕用に限る、も含む)の運転免許を取得している必要があります。

## (2)保安基準への適合性確認

車両の種類によって申請／検査登録の要否が異なります。

車両の種類	農耕用大型特殊自動車
保安基準への適合性の確認	全国の運輸支局等で検査登録が必要かつ作業機装着時に必要な緩和内容を車検証に追記することが必要 (作業機を装着した状態で検査を受ける必要はありませんが、保安基準を満たしている証である 作業機装着検討書が作業機ごとに必要です。)

## (3)基準緩和項目と制限事項の整理

灯火器類の視認性や安定性、幅で基準緩和されると、以下の制限事項に対応する必要があります。

- ・トラクタ単体の緩和は除く

基準緩和項目	機体寸法	作業機の全幅 が2.5m以下	作業機の全幅が2.5m超え	運行に当たっては、道路交通法、道路法、農道管理条例等を厳守すること
リアオーバーハング (登録地が四国の車両を除く)	最遠軸距の1/2(積載物が後方へ突出しないものは2/3)を超える場合	制限事項① ・制限を受けた自動車の標識(▽)を 作業機の後面に装着すること ・自動車の後面及び運転者席には、リアオーバーハングを表示すること ・運行速度は、35キロメートル毎時 未満とする(車両の登録管轄地が北海道・九州・沖縄以外の場合)		
灯火器類の視認性  対象の灯火器類 前照灯 車幅灯(最外側からの取付位置) 尾灯(最外側からの取付位置) 後部反射器(最外側からの取付位置) 制動灯(最外側からの取付位置) 方向指示器(最外側からの取付位置) 側面方向指示器(前端からの取付位置) 非常点滅表示灯(最外側からの取付位置) 後退灯(個数及び取付位置) 番号灯	灯火器の取付位置が全て最外縁から40cm以内の場合  全ての灯火が他の交通からの被視認性を確保できている場合	制限事項① 全幅1.7m以下、全高2.0m以下、全長4.7m以下、且つ最高速度15km/h以下のトラクタで、車幅灯・尾灯・制動灯・後退灯を備えないものが幅1.7mを超える作業機を装着する場合は、 ・作業機の前面の両側の可能な限り 最外側に、白色反射器を備えること ・作業機の後面の両側の可能な限り 最外側に、赤色反射器を備えること ・制限を受けた自動車の標識(▽)を 後面に装着すること ・左右両側に後写鏡(バックミラー) を備えること  制限事項③ ・作業機の前面の両側の可能な限り 最外側に、白色反射器を備えること ・作業機の後面の両側の可能な限り 最外側に、赤色反射器を備えること ・制限を受けた自動車の標識(▽)を 作業機後面に装着すること	制限事項② ・道路管理者(国が管理する国道:地方整備局等、都府県が管理する国道・都道府県道:各都道府県、市町村道:各市町村)から、特殊車両通行許可を得ること(農道は許可を得る必要がありません) ・制限を受けた自動車の標識(▽)を 作業機の後面に、作業機を装着した状態の全幅寸法を作業機後面及び運転席に表示すること ・作業機の前面及び後面の両側の可能な限り最外側に、外側表示板を備えること	
	最外縁から40cmを超える灯火器がある場合		制限事項④ ・制限事項②に対応すること ・作業機の前面の両側の可能な限り最外側に、白色灯火器(光度300カンデラ以下)を備えること。 ・作業機の後面の両側の可能な限り最外側に、赤色灯火器(光度300カンデラ以下)及び赤色反射器を備えること。	
	他の交通からの視認性が確保できない灯火器がある場合(基準緩和項目にないので対応を要する)	・被視認性が確保できない灯火器は 保安基準を確保する位置に、灯火器を新たに装着すること(移設・増設)		
安定性	最大安定傾斜角度が30度以上または35度以上(車両総重量が車両重量の1.2倍を超え、かつ積載により重心高さが上がるもの)の場合  最大安定傾斜角度が30度以上または35度以上(車両総重量が車両重量の1.2倍を超え、かつ積載により重心高さが上がるもの)に満たない場合	・通常の速度で道路走行できる(リア オーバーハングの速度制限を受けない場合)		
操舵輪の分担荷重 (基準緩和項目にはないが特に留意すべきこと)	操舵装置の車両軸重量が20%以上  操舵装置の車両軸重量が20%未満 (基準緩和項目にないので対応を要する)	制限事項⑤ ・運行速度15km/h以下で道路走行 すること ・道路を走行する際、制限を受けた自動車の標識(▽)を作業機後面に、運行速度15km/h以下で走行することを作業機後面及び運転席に表示すること  ・作業機を装着した状態で操舵装置 の車両軸重量が20%以上あれば道路走行できる  ・作業機を装着した状態で操舵装置 の車両軸重量が20%未満あれば、フロントウェイト等を追加装着し、20%以上となるようにして道路を走行すること		

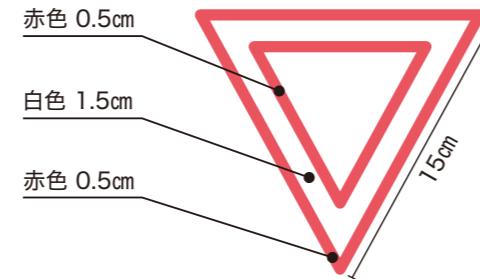
#### (4)制限標識

前記3-(1)(3)(4)及び(6)の緩和項目に該当し制限を受ける場合は、制限標識を後面の見やすい位置に表示しなければなりません。

##### 制限を受けた自動車の標識

道路運送車両法施行規則第五十四条  
第十九号様式(制限を受けた自動車の標識)

※形状は倒立正三角形とすること  
※寸法、色を反映させること



#### (5)全幅や最大安定傾斜角度の緩和を受ける場合

##### 全幅や制限速度の表示

・作業機を装着した状態の全幅表示例(作業機後面)



・最大安定傾斜角度の基準を緩和された場合は、最高速度15km/h以下の制限速度を表示すること(作業機後面)  
・全幅や制限速度を運転席にも表示すること

##### 運行速度15km/h以下

※寸法は全幅表示と同じ

・リアオーバーハングの基準を緩和された場合は、リアオーバーハングの値を表示すること(作業機後面)  
・速度の制限がかかる場合には、運行最高速度を表示すること(作業機後面)  
・オーバーハング値や制限速度を運転席にも表示すること  
・複数の緩和を受ける場合は「全幅」→「制限速度」→「リアオーバーハング」の順に表示すること  
・表示スペースが広く取れない場合、別々に表示しても可

##### 全幅2.75m 運行速度35km/h未満 リアオーバーハング2.55m

※寸法は全幅表示と同じ

複数の制限事項を表示しても標識(▽)は1つで可

#### (6)反射器、灯火器、外側表示板のイメージ

各メーカーから推奨品や取り付け要領等が販売されています。

##### 反射器



白色(前面)



赤色(後面)

##### 灯火器



白色(前面)



赤色(後面)

##### 外側表示板

ゼブラシート  
寸法28.2cm×28.2cm以上



機体を見てゼブラが上図のように外開きになるように備えること

#### (7)灯火類のキットについて

トラクタや作業機メーカーから各種灯火器セットが出ております。  
必要に応じて購入・装着ください。



## (8) 灯火器類の保安基準適合要領(ご参考)

詳細については国土交通省HPで道路運送車両法の保安基準原文を確認してください。

### 前照灯(ヘッドライト)

保安基準条項	項目	保安基準等の基準値
最高速度 20km/h以上 の自動車	走行用前照灯	備え付け 自動車の前面には、次基準適合する走行用照灯を備えなければならない。
		性 確認距離 夜間前方50mの障害物を確認できること。かつ、最高光度の合計は430,000cdを超えないこと。
		能 照射光線 照射光線は、自動車の進行方向を正射すること。
		能 灯光の色 白色であること。
		能 照射光線 取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわない構造であること。
	すれ違い用前照灯	能 灯火の個数 2個又は4個であること。左右同数であること。
		能 取付位置 左右対称に取り付けられていること。 (ただし、前面形状が非対称の自動車を除く。)
		能 備え付け 自動車の前面には、次の基準に適合するすれば用前照灯を備えなければならない。
		能 性 確認距離 他の交通を妨げないものであり、かつ、夜間前方15mの障害物を確認できること。
		能 灯光の色 白色であること。
最高速度 20km/h未満 の自動車	走行用前照灯	能 照射光線 取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわない構造であること。
		能 灯火の個数 2個であること。左右同数であること。
		能 取付位置 照明部の上縁の高さは地上1,200mm以下（自動車の構造上 地上1,200mm以下に取り付けることができるものは、取り付けることができる最低の高さ）であること。照明部の下縁の高さは地上500mm以上（自動車の構造上 地上500mm以上に取り付けることができないものは、取り付けることができる最高の高さ）であること。
		能 照明部の最外縁は自動車の最外側から400mm以内、又は取り付けることができる最外側の位置。
		能 備え付け 自動車の前面には、白色の走行用前照灯を備えること。 1個、2個又は4個であること。
	すれ違い用前照灯	能 確認距離 走行用前照灯は、安全な運行を確保できる適当な光度を有すること。（走行用前照灯光度が1灯10,000cd以上のものは、照射光線が他の交通を妨げないすれ違い用前照灯を1個又は2個備えること。）
		能 光度が10,000cd以上の前照灯の照射光線 照射光線は、自動車の進行方向を正射すること。
		能 取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわない構造であること。
		能 備え付け 自動車の前面には、照射光線が他の交通を妨げないすれ違い用前照灯を1個又は2個備えること。 (光度が10,000cd未満の走行用前照灯を備えるものは除く) 白色であること。
		能 照射光線 取付部は、照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるわない構造であること。
	取付位置	能 照明部の上縁の高さは地上1,200mm以下（自動車の構造上 地上1,200mm以下に取り付けることができる最低の高さ）であること。照明部の下縁の高さは地上500mm以上（自動車の構造上 地上500mm以上に取り付けることができないものは、取り付けることができる最高の高さ）であること。
		能 照明部の最外縁は自動車の最外側から400mm以内、又は取り付けることができる最外側の位置。

### 車幅灯(ポジションランプ)

保安基準条項	項目	保安基準等の基準値
34条	車幅灯	備え付け 自動車の前面の両側には車幅灯を備えること。
		性能 能 夜間にその前方300mの距離から点灯を確認できること。 (光源が5W以上30W以下で照明部の大きさが15cm以上又は装置型式指定品(Eマーク適合品)若しくはこれに準ずる性能を有すれば、基準に適合する。) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。
		性能 能 灯火の個数 2個又は4個であること。
		性能 能 灯光の色 白色であること。 ただし、方向指示器との集合式、結合式（構造上一体となっているもの）又は兼用式のものは橙色でもよい。
		性能 能 取付位置 照明部の上縁の高さは、地上2,100mm以下であること。 照明部の下縁の高さは、地上250mm以上であること。
		性能 能 取付位置 照明部の最外縁は、最外側から400mm以内であること。
		性能 能 取付要件 車両中心面に対して左右対称の位置に取り付けられること。（前面形状が非対称の自動車を除く。）
		性能 能 構造 前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から400mmを超える自動車にあっては、前照灯点灯時に消灯できないこと。
		性能 能 構造 車幅灯は、尾灯及び番号灯と同時に点灯及び消灯できる構造でなければならない。

### 尾灯(テールランプ)

保安基準条項	項目	保安基準等の基準値
37条	尾灯	備え付け 自動車の後面両側に備えること。
		性能 能 夜間にその後方300mの距離から点灯を確認できること。 (光源が5W以上30W以下で照明部の大きさが15cm以上又は装置型式指定品(Eマーク適合品)若しくはこれに準ずる性能を有すれば、基準に適合する。) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。
		性能 能 灯光の色 赤色であること。
		性能 能 取付位置 照明部の上縁の高さは、地上2,100mm以下であること。
		性能 能 取付位置 ただし、後後に追加で備える尾灯は、前記規定によらず、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取り付けることができる。 この場合、尾灯の照明部の上縁の高さは地上2,100mm以下で、かつ、追加で備える尾灯の照明部の下縁の高さと垂直方向に600mm以上離れていること。
		性能 能 取付位置 照明部の下縁の高さは、地上350mm以上であること。
		性能 能 取付位置 照明部の最外縁は、最外側から400mm以内であること。
		性能 能 取付要件 車両中心面に対して左右対称の位置に取り付けられること。（後面形状が非対称の自動車を除く。）
		性能 能 構造 灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等性能を損なわないように取り付けられること。
		性能 能 構造 運転者席において消灯できない構造又は前照灯、車幅灯のいずれかが点灯している場合に消灯できないこと。

## 後部反射器(リフレクター)

保安基準条項	項目	保 安 基 準 等 の 基 準 値
38条	後 部 反 射 器 等	備え付け 自動車の後面には、後部反射器を備えること。
		形状 反射部は、三角形以外の形状であること。
		性能 夜間にその後方150mの距離から走行用前照灯で照らしたとき、その反射光を照射位置から確認できること。(反射部の大きさが10cm以上又は装置型式指定品(Eマーク適合品)若しくはこれに準ずる性能を有すれば、基準に適合する。) 反射器が損傷し、又は反射面が著しく汚損しているものでないこと。
		反射光の色 赤色であること。
		取付位置 反射部の上縁の高さは、地上1,500mm以下であること。 反射部の下縁の高さは、地上250mm以上であること。
		反射部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内であること。
		車両中心面に対して対称の位置に取り付けられていること。(後面形状が非対称の自動車を除く。)
		取付要件 反射器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等性能を損なわないように取り付けられていること。

## 制動灯(ブレーキランプ)

保安基準条項	項目	保 安 基 準 等 の 基 準 値
39条	制 動 灯 等	備え付け 自動車の後面の両側には、制動灯を備えること。
		性能 昼間にその後方100mの距離から点灯を確認できること。 (光源が15W以上60W以下で照明部の大きさが20cm以上又は装置型式指定品(Eマーク適合品)若しくはこれに準ずる性能を有すれば、基準に適合する。) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。
		灯光の色 赤色であること。
		取付位置 照明部の上縁の高さは、地上2,100mm以下であること。  ただし、後面に追加で備える制動灯は、前記によらず、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取り付けることができる。 この場合、制動灯の照明部の上縁の高さは地上2,100mm以下で、かつ、追加で備える制動灯の照明部の下縁の高さと垂直方向に600mm以上離れていること。
		照明部の下縁の高さは、地上350mm以上であること。
		照明部の最外縁は自動車の最外側から400mm以内であること。
		車両中心線に対して左右対称に取り付けられていること。 (ただし、後面形状が非対称の自動車を除く。)
		取付要件 灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等性能を損なわないように取り付けられていること。
		構造 主制動装置操作時のみ、点灯のこと。
		尾灯と兼用の制動灯は、同時に点灯したときの光度が尾灯のみを点灯したときの光度の5倍以上となる構造であること。

## 後退灯(バックランプ)

保安基準条項	項目	保 安 基 準 等 の 基 準 値
40条	後 退 灯 等	備え付け 自動車には、後退灯を備えること。
		性能 昼間にその後方100mの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、照射光線は他の交通を妨げないものであること。(光源が15W以上75W以下で照明部の大きさが20cm以上又は装置型式指定品(Eマーク適合品)若しくはこれに準ずる性能を有すれば、基準に適合する。) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。
		灯光の色 白色であること。
		灯光の数 1個又は2個であること。
		取付位置 照明部の上縁の高さは地上1,200mm以下(自動車の構造上1,200mm以下に取り付けることができないものは、取り付けることができる最低の高さ)であること。
		照明部の下縁の高さは地上250mm以上であること。
		対をなす後退灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられていること。 (非対称の外形の自動車は、可能な限りこれを満たすこと。)
		取付要件 灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等性能を損なわないように取り付けられていること。
		構造 変速装置を後退の位置に操作しており、かつ、原動機の始動装置を始動の位置に操作している場合にのみ点灯すること。

## 方向指示器(ワインカー)

保安基準条項	項目	保 安 基 準 等 の 基 準 値
41条	方 向 指 示 器 等	備え付け 自動車の車両中心線上、前方及び後方30mの距離から指示部が見通せる位置に、少なくとも左右各1個備えること。
		性能 昼間において点灯指示方向100mから、点灯を確認できること。 (光源が15W以上60W以下で照明部の大きさが長さ6m以上の自動車の場合40cm以上(長さ6m未満の自動車の場合20cm以上)又は装置型式指定品(Eマーク適合品)若しくはこれに準ずる性能を有すれば、基準に適合する。) 灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。
		灯光の色 灯光の色は橙色であること。
		点滅回数 点滅回数は60~120回/分で、一定周期であること。
		対称取付 方向指示器は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けのこと。(車体の形状が左右対称でない自動車を除く。)。
		横断面方向 指示部の最内縁間隔は車幅が1,300mm以上の自動車は600mm以上、車幅が1,300mm未満の自動車は400mm以上であること。
		指示部の最外縁は自動車の最外側から400mm以内であること。
		垂直方向 指示部の上縁の高さは地上2,300mm以下であること。 指示部の下縁の高さは地上350mm以上であること。 (セミトレーラであってその自動車の構造上350mm以上となるように取り付けることができないものにあっては、取り付けることができる最高の高さ)
		取付要件 灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等性能を損なわないように取り付けられていること。